

小学校・義務教育学校 6 年生の児童の保護者の皆様へ

就学援助「入学準備費」の入学前支給のお知らせ

福山市教育委員会（学事課）

福山市では、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒に、就学に必要な費用の援助を行っています。小学校・義務教育学校 6 年生の児童の保護者で、就学援助の認定を受けている方に対し、中学校へ入学又は義務教育学校 7 年生へ進級前に「入学準備費」の支給を行います。（生活保護を受給している方は、生活保護費から入学準備金が支給されるため、就学援助「入学準備費」の支給対象ではありません。）

1 入学準備費の入学前支給を受けることができる方

小学校・義務教育学校 6 年生の児童の保護者で、次の(1), (2)の両方に該当する方が対象となります。現在、就学援助の認定を受けている方は手続不要です。

- (1) 2025 年度（令和 7 年度）就学援助について、12 月までに認定を受けている方
- (2) 2026 年（令和 8 年）2 月 1 日時点において、福山市に住所を有しており、就学援助の認定を受けている方

2025 年度（令和 7 年度）就学援助の認定を受けていない方で、就学援助「入学準備費」の入学前支給を希望される方は、「2025 年度（令和 7 年度）就学援助費申請書（兼世帯票）」を、在籍している小学校・義務教育学校に 12 月 23 日までに提出してください。（所得制限等がありますので、裏面の「準要保護の認定基準」に該当するかご確認ください。）

2 支給金額・支給時期等

支給金額：63,000 円

支給時期：2026 年（令和 8 年）2 月 24 日（火）（予定）

支給方法：小学校・義務教育学校から保護者に支給します

3 その他

- ・入学等した後に、就学援助（学校給食費・学用品費等の援助）が必要な方は、2026 年度（令和 8 年度）就学援助の申請が別途必要です。希望される方は入学等予定の中学校又は義務教育学校に申請してください。
- ・2025 年度（令和 7 年度）就学援助が不認定であっても、認定年度が異なるため、入学等した後の 2026 年度（令和 8 年度）就学援助は認定となる場合があります。
- ・入学前支給を受けなかった方で、2026 年度（令和 8 年度）就学援助を申請し認定を受けた方（4 月末までに申請し認定された方に限る。）に対しては、入学等した後の 7 月以降に入学準備費を支給します。
- ・入学準備費の受給後に市外へ転出された場合、福山市において入学前支給済である旨を転出先の自治体等に通知します。
- ・就学援助の認定を受けている方で、就学援助の認定要件を外れる見込みである等の理由により、入学準備費の入学前支給を希望されない場合は、在籍している学校に連絡し辞退届を提出してください。支給の要件を満たしていないにもかかわらず支給を受けた場合、支給した就学援助費は返還していただきます。

ご不明な点については、学校または福山市教育委員会学事課へお問い合わせください。
（福山市教育委員会学事課 TEL:084-928-1169）

参考 準要保護の認定基準

2025 年度（令和 7 年度）において、次のいずれかに該当する場合

- ①生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の決定を受けた場合
- ②児童扶養手当法に基づく児童扶養手当（18歳未満の児童がいるひとり親家庭などに支給される手当）の支給を受けている場合
- ③次のいずれかの徴収猶予・減免等を受けている場合
〔市町村民税の減免、個人の事業税又は固定資産税の減免、世帯全員が国民年金保険料の半額以上の免除、国民健康保険税の減免又は徴収猶予、生活福祉資金の貸付〕
- ④自然災害等の理由により経済的に困っている場合
- ⑤世帯の所得が教育委員会の定める基準額以下である場合（住民税非課税世帯を含む）

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人
所得基準額	191万円	236万円	279万円	319万円	355万円	403万円

・世帯の所得基準額は目安です。家族構成、年齢等により多少異なります。

※申請理由により添付書類が必要となる場合があります。詳細は「2025 年度（令和 7 年度）就学援助の支給のお知らせ」を確認してください。